



【通所介護】

**個別機能訓練加算
算定のガイドブック**

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 個別機能訓練加算とは？・・・・・・・・・・ 4
- 個別機能訓練加算の単位数・・・・・・・・・・ 5
- 個別機能訓練加算の算定要件・・・・・・・・ 6～10
- 個別機能訓練加算を算定するまでの流れ・・・・ 11～20
- 個別機能訓練加算の留意点・・・・・・・・・・ 21
- 個別機能訓練加算のQ&A・・・・・・・・・・ 22～43

はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。
います。

本資料は、個別機能訓練加算の算定に向けた前提となる情報を把握するために活用いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますようお願い致します。



個別機能訓練加算とは？

個別機能訓練加算とは、機能訓練指導員として専従する理学療法士等を配置して、利用者の身体機能や生活機能の向上に資する個別機能訓練を実施していることを評価する加算です。

厚生労働省の介護給付費実態統計、平成31年3月サービス提供分では、通所介護の旧区分の個別機能訓練加算の事業所ベースの算定率は、個別機能訓練加算（Ⅰ）が『28.4%』、個別機能訓練加算（Ⅱ）が『39.8%』となっていました。

令和3年度の介護報酬改定では、通所介護・地域密着型通所介護の従来の個別機能訓練加算の区分が統合され、新たな区分による算定要件・単位数が設けられています。

個別機能訓練加算（新しい区分の（Ⅰ）イ・ロ）は、1日あたりで算定する加算として、デイサービスの収入、そして運営に大きな影響がある加算となっています。

それでは、個別機能訓練加算の単位数、算定要件、留意点などを見ていきましょう。

個別機能訓練加算の単位数

| 加算の種類 | 単位数 |
|--------------|--------|
| 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ | 56単位/日 |
| 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ | 85単位/日 |
| 個別機能訓練加算（Ⅱ） | 20単位/月 |

個別機能訓練加算（Ⅰ）は『1日あたり』、個別機能訓練加算（Ⅱ）は『1月あたり』の算定となっています。

個別機能訓練加算（Ⅰ）イとロは併算定できません。

個別機能訓練加算（Ⅱ）は、個別機能訓練加算（Ⅰ）イまたはロを算定していることが要件になっているので、個別機能訓練加算（Ⅰ）イまたはロと併算定することになります。

個別機能訓練加算の算定要件

個別機能訓練加算（Ⅰ）イとロの算定要件等の比較

| 算定要件等 | (Ⅰ) イ | (Ⅰ) ロ |
|------------|---|---|
| 機能訓練指導員の配置 | 専従1名以上配置（配置時間の定めなし）。 ※運営基準上配置を求めている機能訓練指導員により満たすことが可。 | 専従1名以上配置（サービス提供時間帯通じて配置）。 ※イに加えて専従で1名以上配置する。 |
| ニーズ把握・情報収集 | （共通）機能訓練指導員等が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認。 | |
| 計画作成 | （共通）居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。 | |
| 機能訓練項目 | （共通）利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。訓練項目は複数種類準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する。 | |
| 訓練の方法 | （共通）5人程度以下の小集団又は個別。 | |
| 訓練の実施者 | （共通）機能訓練指導員が直接実施（介護職員等が訓練の補助を行うことは可）。 | |
| 進捗状況の評価 | （共通）3ヶ月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。 | |

個別機能訓練加算の算定要件

個別機能訓練加算（Ⅰ）イの算定要件

- **専ら機能訓練指導員として従事する理学療法士等（※1）を1名以上配置**していること。
- 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき、理学療法士等が機能訓練を実施していること。
- 個別機能訓練計画の作成、実施において利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するように、複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択にあたり利用者の生活意欲が増進されるように援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。
- 機能訓練指導員等（※2）が利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成していること。また、その後、3月に1回以上利用者の居宅を訪問した上で、居宅における生活状況をその都度確認するとともに利用者・家族に個別機能訓練計画の進捗状況等を説明、記録し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。
- 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

個別機能訓練加算の算定要件

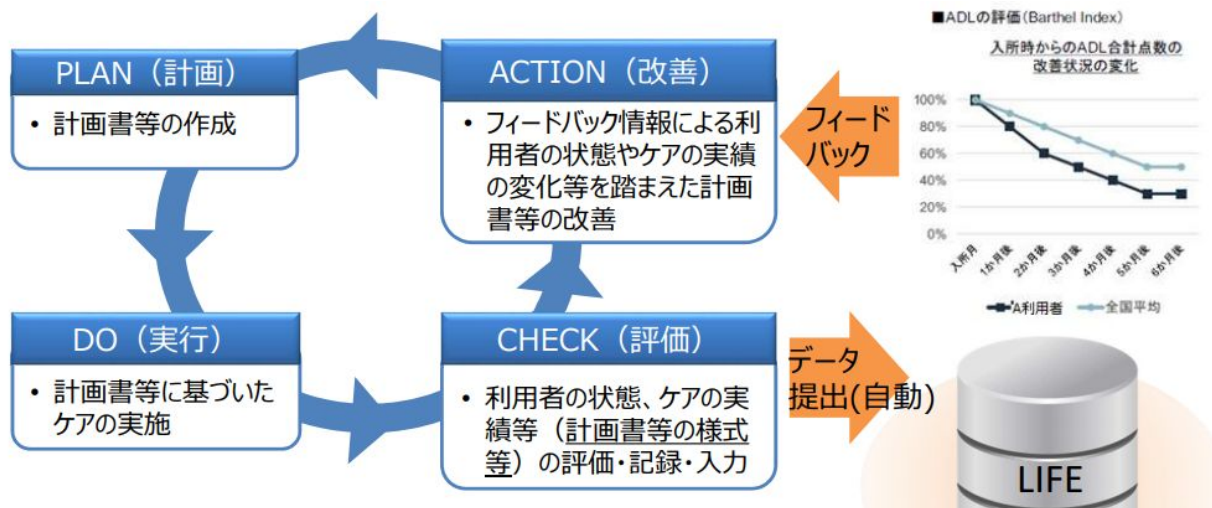
個別機能訓練加算（Ⅰ）口の算定要件

- **（Ⅰ）イにより配置する理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員として従事する理学療法士等を『サービス提供時間を通じて1名以上』配置**すること。
- 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき、理学療法士等が機能訓練を実施していること。
- 個別機能訓練計画の作成、実施において利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するように、複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択にあたり利用者の生活意欲が増進されるように援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。
- 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成していること。また、その後、3月に1回以上利用者の居宅を訪問した上で、居宅における生活状況をその都度確認するとともに利用者・家族に個別機能訓練計画の進捗状況等を説明、記録し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。
- 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

個別機能訓練加算の算定要件

個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定要件

- 個別機能訓練加算（Ⅰ）イまたはロを算定していること。
- 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を、『LIFE』を用いて厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たり、提出した情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。



※厚生労働省「科学的介護情報システム（LIFE）について」より画像引用

個別機能訓練加算の算定要件

算定要件に関わる職種等

理学療法士等とは？（専ら機能訓練指導員として従事する）

- 理学療法士
- 作業療法士
- 言語聴覚士
- 看護職員（看護師、准看護師）
- 柔道整復師
- あん摩マッサージ指圧師
- はり師、きゅう師（6ヵ月以上の機能訓練指導の経験がある）

機能訓練指導員等とは？（利用者の居宅を訪問する）

- 機能訓練指導員
- 看護職員
- 介護職員
- 生活相談員
- その他の職種の者

個別機能訓練加算を算定するまでの流れ

個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定するまでの流れ

機能訓練指導員として配置する理学療法士等を採用する。

所轄官庁へ届出をする。

機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況を確認する。

機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画書を作成する。

利用者・家族へ個別機能訓練計画書の内容を説明し、同意を得る。

機能訓練の項目を準備し、機能訓練を適切に提供する。

個別機能訓練加算（Ⅰ）イまたはロを算定する。

3カ月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況を確認する。
3カ月に1回以上、個別機能訓練計画の進捗状況を利用者・家族に説明し、必要に応じて訓練内容を見直す。

個別機能訓練加算を算定するまでの流れ

個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定するまでの流れ

LIFEの利用申請をして、登録する。

所轄官庁へ届出をする。

LIFEへデータを提出する。

個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定する。

3ヵ月ごとに、LIFEへデータを提出する。

LIFEのフィードバックを活用し、個別機能訓練計画の作成、更新を行う。

個別機能訓練加算を算定するまでの流れ

人員配置

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ・ロ

『専ら機能訓練指導員として従事する理学療法士等を1名以上配置していること』

- 1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合、その曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている上で、理学療法士等から機能訓練を直接受けた利用者についてのみ加算を算定することができます。
- 看護職員が個別機能訓練加算に係る理学療法士等の職務に従事する場合は、その従事する時間は看護職員としての人員基準の算定に含めることができません。

個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ

『サービス提供時間通じて配置していること』

- 加算の算定に係る理学療法士等の勤務時間（始業時刻・終業時刻）が、サービス提供時間（開始時刻・終了時刻）を超えていることが求められます。

加算の算定に係る理学療法士等の遅刻・早退・有給休暇取得日などの管理にも気をつけましょう。

個別機能訓練加算を算定するまでの流れ

居宅での生活状況の確認①

利用者の生活行為（ADL、IADL、趣味や関心があること等）について、『**興味・関心チェックシート**』に沿ってチェックします。

- 「自分でトイレへ行く」、「自分で服を着る」などADLに関する項目
- 「料理を作る」、「買物」などIADLに関する項目
- 「孫や子供の世話」、「ボランティア活動」など利用者の役割に関する項目
- 「編み物」、「畑仕事」など趣味・興味に関する項目

について、

- 「している」
- 「してみたい」
- 「興味がある」

というポイントで確認します。

別紙様式3-1

興味・関心チェックシート

| 生活行為 | している | してみたい | 興味がある | 生活行為 | している | してみたい | 興味がある |
|---------------------|------|-------|-------|----------------------------|------|-------|-------|
| 自分でトイレへ行く | | | | 生涯学習・歴史 | | | |
| 一人でお風呂に入る | | | | 読書 | | | |
| 自分で服を着る | | | | 俳句 | | | |
| 自分で食べる | | | | 書道・習字 | | | |
| 歯磨きをする | | | | 絵を描く・絵手紙 | | | |
| 身だしなみを整える | | | | パソコン・ワープロ | | | |
| 好きなときに眠る | | | | 写真 | | | |
| 掃除・整理整頓 | | | | 映画・観劇・演奏会 | | | |
| 料理を作る | | | | お茶・お花 | | | |
| 買物 | | | | 歌を歌う・カフオケ | | | |
| 家や庭の手入れ・世話 | | | | 音楽を聴く・楽器演奏 | | | |
| 洗濯・洗濯物たたみ | | | | 将棋・囲碁・麻雀・ゲーム等 | | | |
| 自転車・車の運転 | | | | 体操・運動 | | | |
| 電車・バスでの外出 | | | | 散歩 | | | |
| 孫・子供の世話 | | | | ゴルフ・グラウンドゴルフ・水泳・テニスなどのスポーツ | | | |
| 動物の世話 | | | | ダンス・踊り | | | |
| 友達とおしゃべり・遊ぶ | | | | 野球・相撲等観戦 | | | |
| 家族・親戚との団らん | | | | 観馬・観船・観劇・パタンコ | | | |
| デート・異性との交流 | | | | 編み物 | | | |
| 居酒屋に行く | | | | 針仕事 | | | |
| ボランティア | | | | 畑仕事 | | | |
| 地域活動 (町内会・老人クラブ) | | | | 貸金を伴う仕事 | | | |
| お祭り・宗教活動 | | | | 旅行・温泉 | | | |
| その他 () | | | | その他 () | | | |
| その他 () | | | | その他 () | | | |

個別機能訓練加算を算定するまでの流れ

居宅での生活状況の確認②

利用者の生活状況（起居動作、ADL、IADL等）について、『**生活機能チェックシート**』に沿って確認します。

| | 起居動作 | ADL | IADL |
|----|---|---|--|
| 項目 | <ul style="list-style-type: none"> ● 寝返り ● 起き上がり ● 座位 ● 立ち上がり ● 立位 | <ul style="list-style-type: none"> ● 食事 ● 椅子とベッド間の移乗 ● 整容 ● トイレ動作 ● 入浴 ● 平地歩行 ● 階段昇降 ● 更衣 ● 排便コントロール ● 排尿コントロール | <ul style="list-style-type: none"> ● 調理 ● 洗濯 ● 掃除 |

別紙様式 3-2

生活機能チェックシート

| 利用者氏名 | 生年月日 | 年 月 日 | 男・女 |
|--------|--------------|-------|------|
| 評価日 | 令和 年 月 日 () | : ~ : | 要介護度 |
| 評価スタッフ | 職種 | | |

| | 項目 | レベル | 課題 | 環境 (実施場所・補助具等) | 状況・生活課題 |
|------|------------|--|-----|-------------------|---------|
| ADL | 食事 | ・自立(10) ・一部介助(5) ・全介助(0) | 有・無 | | |
| | 椅子とベッド間の移乗 | ・自立(15) ・監視下(10) ・座れるが移れない(5) ・全介助(5) | 有・無 | | |
| | 整容 | ・自立(5) ・一部介助(0) ・全介助(0) | 有・無 | | |
| | トイレ動作 | ・自立(10) ・一部介助(5) ・全介助(0) | 有・無 | | |
| | 入浴 | ・自立(5) ・一部介助(0) ・全介助(0) | 有・無 | | |
| | 平地歩行 | ・自立(15) ・歩行器等(10) ・車椅子操作が可能(5) ・全介助(0) | 有・無 | | |
| | 階段昇降 | ・自立(10) ・一部介助(5) ・全介助(0) | 有・無 | | |
| | 更衣 | ・自立(10) ・一部介助(5) ・全介助(0) | 有・無 | | |
| | 排便コントロール | ・自立(10) ・一部介助(5) ・全介助(0) | 有・無 | | |
| | 排尿コントロール | ・自立(10) ・一部介助(5) ・全介助(0) | 有・無 | | |
| IADL | 調理 | ・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助 | 有・無 | | |
| | 洗濯 | ・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助 | 有・無 | | |
| | 掃除 | ・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助 | 有・無 | | |
| | 項目 | レベル | 課題 | 状況・生活課題 | |
| 起居動作 | 寝返り | ・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助 | 有・無 | | |
| | 起き上がり | ・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助 | 有・無 | | |
| | 座位 | ・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助 | 有・無 | | |
| | 立ち上がり | ・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助 | 有・無 | | |
| | 立位 | ・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助 | 有・無 | | |

個別機能訓練加算を算定するまでの流れ

個別機能訓練の提供

個別機能訓練の提供のポイント

- 類似の目標を持ち、同様の訓練内容を選択した5人程度以下の小集団に対して機能訓練を提供する。
- 機能訓練指導員が『**直接**』、機能訓練を提供する。
- 事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な機能訓練を提供する。
- おおむね週に1回以上、機能訓練を提供する。

【小集団で行う個別訓練の例】

- 「〇〇m転ばずに歩ける」という短期目標がある利用者の小集団に、下肢中心の体操と花壇の水やり（屋外歩行）を訓練項目として実施する。
- 「家事を今後も継続して行う」という長期目標がある利用者の小集団に、おやつ作りの作業工程を訓練項目として、利用者個人の状況に合わせて作業を分担し、実施する。

個別機能訓練加算を算定するまでの流れ

個別機能訓練の評価

個別機能訓練の評価のポイント

利用者ごとに提供した個別機能訓練の項目、訓練の実施時間、個別機能訓練の効果（短期目標・長期目標の達成状況、ADLやIADLの変化、改善状況）について、『3カ月に1回以上』評価を行います。

【評価のポイント】

- 計画通りに個別機能訓練を実施できたか
- 実施時間は適切だったか
- 目標は達成できたか
- 個別機能訓練の内容は適切だったか
- ADLやIADLの変化・改善がみられたものはあったか

などの視点で評価しましょう。

個別機能訓練加算を算定するまでの流れ

LIFEへデータ提出

『LIFE』へのデータ提出の頻度

『LIFE』へのデータは、以下の月の**翌月10日まで**に提出します。

- 新規に個別機能訓練計画の作成を行った日の属する月
- 個別機能訓練計画の変更を行った日の属する月
- 上記のほか、少なくとも3月に1回
- サービスの利用を終了する日の属する月

『LIFE』へのデータ提出の内容

『LIFE』へ提出するデータは、以下の項目となります。

- 生活機能チェックシートの「評価日」「職種」「ADL」「IADL」及び「起居動作」に係る情報
- 個別機能訓練計画書の「作成日」、「前回作成日」、「初回作成日」、「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「健康状態・経過」、「個別機能訓練の目標」、「個別機能訓練項目」に係る情報

個別機能訓練加算の留意点

- 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は利用者ごとに保管し、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧ができるように設置しなくてはなりません。
- 個別機能訓練加算に係る機能訓練指導員を配置している曜日が限られている場合は、その曜日に機能訓練指導員から直接機能訓練を受けた利用者が算定対象となります。この場合は、配置に係る情報が利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があります。
- 利用者・家族に対する説明をテレビ電話装置を用いて行う場合、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守することが求められています。

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問19

Q.

科学的介護推進体制加算、ADL維持等加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）、自立支援促進加算、個別機能訓練加算（Ⅱ）、リハビリテーションマネジメント加算（A）若しくは（B）若しくは（C）、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算又は理学療法若しくは作業療法及び言語聴覚療法に係る加算において、Barthel Index（BI）のデータ提出に際して、老人保健健康増進等事業において一定の読み替え精度について検証されているICFステージングから読み替えたものを提出してもよいか。

A.

BIの提出については、通常、BIを評価する場合に相当する読み替え精度が内容の妥当性を含め客観的に検証された指標について、測定者が、BIに係る研修を受け、BIへの読み替え規則を理解し、読み替え精度等を踏まえ、必要に応じて、読み替えの際に、正確なBIを別途評価する等の対応を行い、提出することが必要である。

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問48

Q.

個別機能訓練加算（Ⅰ）イにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することとなっているが、具体的な配置時間の定めはあるのか。

A.

個別機能訓練加算（Ⅰ）イに係る機能訓練指導員については、具体的な配置時間の定めはないが、当該機能訓練指導員は個別機能訓練計画の策定に主体的に関与するとともに、利用者に対し個別機能訓練を直接実施したり、実施後の効果等を評価したりする必要があることから、計画策定に要する時間、訓練時間、効果进行评估する時間等を踏まえて配置すること。なお、当該機能訓練指導員は専従で配置することが必要であるが、常勤・非常勤の別は問わない。

※平成18年4月改定関係Q&A (vol.3) (平成18年4月21日) 問15について、対象から通所介護及び地域密着型通所介護を除くものとする。

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問49

Q.

個別機能訓練加算（Ⅰ）口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなっているため、合計で2名以上の理学療法士等を配置する必要があるということか。

A.

貴見のとおり。

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問50

Q.

個別機能訓練加算（Ⅰ）ロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなっているが、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名しか確保できない日がある場合、当該日は個別機能訓練加算（Ⅰ）ロに代えて個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定してもよいか。

A.

差し支えない。ただし、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置しているのみの場合と、これに加えて専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置している場合では、個別機能訓練の実施体制に差が生じるものであることから、営業日ごとの理学療法士等の配置体制について、利用者にあらかじめ説明しておく必要がある。

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問51

Q.

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及びロにおいては、個別機能訓練計画を作成するにあたり、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認等を行うこととなっているが、利用者の居宅を訪問している時間については、人員配置基準上、確保すべき勤務延時間数に含めることとしてもよいか。

A.

・機能訓練指導員については、個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの場合のみ、サービス提供時間帯を通じて専従での配置を求めているが、利用者の居宅を訪問している時間については、個別機能訓練の実施に支障がない範囲においては、配置されているものとみなして差し支えない。（なお、個別機能訓練加算（Ⅰ）イについては、配置時間の定めはない。）

・生活相談員については、個別機能訓練加算にかかるものか否かを問わず、「利用者宅を訪問し、在宅での生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」は確保すべき勤務延時間数に含めることができることとなっている。

・なお、介護職員については、利用者の居宅を訪問している時間については、確保すべき勤務延時間数に含めることができず、看護職員については、利用者の居宅を訪問する看護職員とは別に看護職員が確保されていない場合においては、利用者の居宅を訪問する看護職員は、利用者の居宅を訪問している時間帯を通じて同加算を算定する事業所と密接かつ適切な連携を図る必要がある。

※平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1) (平成27年4月1日) 問48は削除する。

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問52

Q.

個別機能訓練加算（Ⅰ）イにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することとなっている。また個別機能訓練加算（Ⅰ）ロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなっているが、これらの理学療法士等は病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により確保することとしてもよいか。

A.

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及びロについては、いずれの場合も、当該加算を算定する事業所に理学療法士等を配置する必要があることから、事業所以外の機関との連携により確保することは認められない。

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問53

Q.

個別機能訓練加算（Ⅰ）ロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなっているが、個別機能訓練加算（Ⅰ）ロは、この要件に基づき、合計で2名以上の理学療法士等を配置している時間帯において個別機能訓練を実施した利用者に対してのみ算定することができるのか。

A.

貴見のとおり。例えばサービス提供時間が9時から17時である通所介護等事業所において、
－9時から12時：専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名配置
－9時から17時：専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名配置
した場合、9時から12時までに当該理学療法士等から個別機能訓練を受けた利用者に対してのみ、個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定することができる。（12時以降17時までに当該理学療法士等から個別機能訓練を受けた利用者については、個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定することができる。）

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問54

Q.

第一号通所事業と一体的に運営される通所介護において、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロを算定するために配置された機能訓練指導員が、第一号通所事業の運動器機能向上加算を算定するために配置された機能訓練指導員を兼務できるのか。

A.

通所介護の個別機能訓練の提供及び第一号通所事業の運動器機能向上サービスの提供、それぞれに支障のない範囲で兼務することが可能である。

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問55

Q.

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所）において配置が義務づけられている機能訓練指導員に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるのか。

A.

・機能訓練指導員の配置基準は、指定通所介護事業所（指定地域密着型通所介護事業所）ごとに1以上とされている。この基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）イの算定要件や個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置」を満たすものとして差し支えない。

・また、この基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であって「サービス提供時間帯を通じて」配置されている場合にあっては個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの算定要件である「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯通じて1名以上配置」を満たすものとして差し支えない。

・このため、具体的には以下①②のとおりとなる。

①機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合
一個別機能訓練加算（Ⅰ）イを取得する場合は、機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であることから、これに加えて「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」を配置することなく、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。

一個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを取得する場合は、機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であることから、これに加えて「サービス提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」を配置すれば、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。

②機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であって、サービス提供時間帯を通じて配置される場合

一個別機能訓練加算（Ⅰ）イを取得する場合は、機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であることから、これに加えて「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」を配置することなく、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。

一個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを取得する場合は、機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であって、サービス提供時間帯を通じて配置されていることから、これに加えて「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」を配置すれば、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問56

Q.

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、通所介護（地域密着型通所介護）事業所に配置が義務づけられている看護職員がこれを兼ねることは可能か。

A.

①指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所（定員が11名以上である事業所に限る）における取扱い
この場合、看護職員の配置基準は、指定通所介護（指定地域密着型通所介護）の単位ごとに、専ら当該指定通所介護（地域密着型通所介護）の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数を置くべきと定められており、配置時間に関する規定はないことから、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、個別機能訓練加算（Ⅰ）イの算定要件や個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。

②指定地域密着型通所介護事業所（定員が10名以下である事業所に限る）における取扱い
この場合、看護職員の配置基準は介護職員と一体のものとして定められており、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を置くべきとされている。この配置基準を看護職員により満たしている事業所にあっても、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、個別機能訓練加算（Ⅰ）イの算定要件や個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。（「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務している時間数は、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員としての勤務時間数に含めない。）

なお、①②いずれの場合においても、都道府県・市町村においては、看護職員としての業務と専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等としての業務のいずれも行う職員が、本来の業務である利用者の健康管理や観察を行いつつ、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロの要件を満たすような業務をなし得るのかについて、加算算定事業所ごとにその実態を十分に確認することが必要である。

※平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)（平成24年3月16日）問72は削除する。

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問57

Q.

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、通所介護（地域密着型通所介護）事業所に配置が義務づけられている看護職員かつ機能訓練指導員である者がこれを兼ねることは可能か。

A.

問45（看護職員と機能訓練指導員の兼務）、問55（機能訓練指導員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロの算定）、問56（看護職員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロの算定）によれば、以下のとおりの解釈となる。

①指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所（定員が11名以上である事業所に限る）における取扱い

看護職員としての業務に従事していない時間帯において、配置が義務づけられている機能訓練指導員かつ個別機能訓練加算（Ⅰ）イの算定要件や個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。

②指定地域密着型通所介護事業所（定員が10名以下である事業所に限る）における取扱い

看護職員又は介護職員に係る配置基準を、看護職員により満たしている事業所にあつては、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、配置が義務づけられている機能訓練指導員かつ個別機能訓練加算（Ⅰ）イの算定要件や個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。（配置が義務づけられている機能訓練指導員かつ専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等として勤務している時間数は、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員としての勤務時間数に含めない。）

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問58

Q.

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、指定通所介護（指定地域密着型通所介護）事業所に配置が義務づけられている管理者がこれを兼ねることは可能か。

A.

・管理者の配置基準は、指定通所介護等事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと（ただし、指定通所介護等事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護等事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。）とされている。

・一方で、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロにおける人員配置基準は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置することを求めるものであることから、指定通所介護等事業所に配置が義務づけられている管理者が、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼ねることにより、同基準を満たすことはできないものである。

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問59

Q.

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、中重度者ケア体制加算を算定する場合に配置が必要となる看護職員がこれを兼ねることは可能か。

A.

中重度者ケア体制加算を算定するにあたっての人員配置に係る要件は、

a通所介護等事業所に配置が必要とされる看護職員又は看護職員の数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。

b指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護等の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。

としており、これに照らせば、aにより配置された看護職員にあつては、中重度者ケア体制加算の算定に係る看護職員としての業務に従事していない時間帯において、個別機能訓練加算（Ⅰ）イの算定要件や個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。bにより配置された看護職員は、「指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら通所介護等の提供に当たる看護職員」である必要があることから、同一営業日において「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することはできない。

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問60

Q.

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及びロについては、個別機能訓練計画を作成するにあたり、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認等を行うこととなっているが、通所介護等事業所において、長期にわたり、いわゆる「宿泊サービス」を利用している利用者に関しては、どのように対応すればよいか。

A.

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及びロは、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき機能訓練を行うことで、利用者の生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すために設けているものである。このため、いわゆる「宿泊サービス」を長期にわたって利用しており、居宅で生活していない利用者に対して、同加算を算定することは基本的には想定されないが、例えば、今後宿泊サービスの利用を終了し居宅での生活を再開する予定である利用者について、利用者とともに居宅を訪問し、居宅での生活にあたっての意向等を確認した上で、居宅での生活再開に向けた個別機能訓練を実施する等の場合にあっては、同加算の算定も想定されうるものである。

※平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1) (平成27年4月1日) 問47は削除する。

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問61

Q.

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロについては、例えば特定の曜日だけ当該加算の人員配置要件を満たしている場合においては、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となることとしているが、曜日によって個別機能訓練加算（Ⅰ）イとロのいずれを算定するかが異なる事業所にあつては、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」（平成12年3月8日老企第41号）に定める「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」等はどのように記載させればよいか。

A.

曜日によって個別機能訓練加算（Ⅰ）イとロのいずれを算定するかが異なる事業所にあつては、「加算Ⅰロ」と記載させることとする。（「加算Ⅰロ」と記載した場合であっても、個別機能訓練加算（Ⅰ）イの算定に必要な人員配置要件のみを満たしている曜日においては、個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定することは可能である。）

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問62

Q.

令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算（Ⅰ）や個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定している利用者についても、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロを算定するにあたり、再度、利用者の居宅での生活状況の確認等を行い、多職種協働で個別機能訓練計画を作成する必要があるのか。

A.

令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算（Ⅰ）や個別機能訓練加算（Ⅱ）と個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロでは、加算創設の目的が異なることから、令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算（Ⅰ）や個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定していた利用者については、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロが目的とする「生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けること」を達成するため、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知）を参照し、個別機能訓練計画の見直しを行う必要がある。なお、見直しにあたっては、令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算（Ⅰ）や個別機能訓練加算（Ⅱ）算定時のモニタリング等により、直近の利用者の居宅での生活状況が把握できている場合は、必ずしも利用者の居宅を訪問する必要はない。

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問63

Q.

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及びロにおいては、個別機能訓練の実施にあたり、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助することとなっているが、どのくらいの種類の訓練項目を準備しておくことが必要なのか。

A.

複数の種類の訓練項目を設けること目的は、機能訓練指導員その他の職員から助言等を受けながら、利用者が主体的に訓練項目を選択することによって、生活意欲が増進され、機能訓練の効果が増大することである。よって、仮に訓練項目の種類が少なくても、目的に沿った効果が期待できるときは、同加算の算定要件を満たすものである。

※平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1) (平成24年3月16日) 問70は削除する。

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問64

Q.

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及びロにおいては、個別機能訓練の実施にあたり、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助することとなっているが、類似する訓練項目を準備した場合でも、複数の種類の訓練項目と認められるのか。

A.

類似する訓練項目であっても、利用者によって、当該訓練項目を実施することで達成すべき目標が異なる場合もあることから、利用者が主体的に訓練項目を選択することによって、生活意欲が増進され、機能訓練の効果が増大することが見込まれる限り、準備された訓練項目が類似していることをもって、同加算の算定要件を満たさないものとはならない。こうした場合、当該事業所の機能訓練に対する取組み及びサービス提供の実態等を総合的に勘案して判断されるものである。

※平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1) (平成24年3月16日) 問71は削除する。

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問65

Q.

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及びロに係る個別機能訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定することとなっているが、具体的な目安はあるのか。

A.

1回あたりの訓練時間は、利用者のニーズや心身の状態等を踏まえて設定された個別機能訓練計画の目標等を勘案し、必要な時間数を確保するものである。例えば「自宅でご飯を食べたい」という目標を設定した場合の訓練内容は、配膳等の準備、箸（スプーン、フォーク）使い、下膳等の後始末等の食事に関する一連の行為の全部又は一部を実践的かつ反復的に行う訓練が想定される。これらの訓練内容を踏まえて利用日当日の訓練時間を適正に設定するものであり、訓練の目的・趣旨を損なうような著しく短時間の訓練は好ましくない。なお、訓練時間については、利用者の状態の変化や目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し・変更されるべきものである。

※平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1) (平成24年3月16日) 問66は削除する。

個別機能訓練加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5) 令和3年4月9日 問4

Q.

LIFEに提出すべき情報は「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）の各加算の様式例において示されているが、利用者又は入所者の評価等に当たっては、当該様式例を必ず用いる必要があるのか。

A.

・「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）においてお示しをしているとおり、評価等が算定要件において求められるものについては、それぞれの加算で求められる項目（様式で定められた項目）についての評価等が必要である。

・ただし、同通知はあくまでもLIFEへの提出項目をお示ししたものであり、利用者又は入所者の評価等において各加算における様式と同一のものをを用いることを求めるものではない。